

ZEROMUS JAPAN協会 会員規程

制定 2022年 7月1日

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人ゼロムスジャパン（Zeromus Japan：略称ZJ、以下「本協会」という）の定款及びZJ 会員規則に基づき、正会員（以下「会員」という）に関する規程事項を定める。

(正会員)

第2条 ZJ 会員規則第3条（1）に定める通り、正会員とは本協会が小型無人機の飛行レベル、レベル1，2（目視内飛行対応）【ともに首相官邸の定義】に対応するライセンスの認定校として、本協会の目的に賛同し入会した法人とする。
2. 正会員のうち自身で教習施設を常設することのできない法人を「準会員」とする。

(会員の権利)

第3条 会員は、資格有効期限内において、本協会より次の権利を付与される。

- ① 本協会が発行する証明書を取得することができる。
- ② 本協会のライセンス認定校（以下「ZJ 認定校」）として指定され、ドローン技能講習を実施することができる。ただし、準会員におけるライセンス認定校は、「ZJ 準認定校」として指定される。
- ⑦ ZJフォーラム（本協会代表者会議）に参加することができる。
- ⑧ 本協会が設置する一部の委員会・研究会に参加することができる。
- ⑨ 本協会ホームページにて、会員ホームページとのリンクができ、認定校としての活動に関するトピックスを掲載することができる。
- ⑩ 本協会が指定するセミナー・講演会等の先行案内・参加費の割引を受けることができる。
- ⑫ 本協会が指定する提携媒体の購入費の割引を受けることができる。

(会員の義務)

第4条 会員は、資格有効期限内において、本協会に対し次の義務を持つ。

- ① ZJ認定校もしくはZJ準認定校を統括し、ZJ認定校もしくはZJ準認定校の責務を全うする為の体制を構築・維持する責任者を最低1名配置する。
- ② 責任者の統括のもと、本協会との折衝、受講生の資格認定にかかる事務、問合せ対応、その他事務にあたる管轄部署の事務局を配置する。
- ③ ZJ認定校もしくはDPA準認定校の安定した運営を遂行する。
- ④ 本協会の認定基準に準じた教習施設・設備・機材を準備し、維持・管理をする。
- ⑤ 教習施設を所有しない準会員は、原則DPA 認定校の教習施設を利用してドローン技能講習を実施する。
- ⑥ 本協会の定める標準カリキュラムに準じた講習を行う。
- ⑦ ZJ認定インストラクターを1名以上在籍させる。
- ⑧ 入会金及び年会費を納付する。
- ⑨ 技能会員の初回入会時の技能認定料を回収代行する。
- ⑩ 本協会に登録した情報に変化を生じた場合には、すみやかに本協会に通知する。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、別紙1に示す入会条件を承諾し、本協会にて審査、承認を受けることとする。

(入会金)

第6条

1. 会員は、入会金を納めなければならない。
2. 金額は、別紙2に示す通りとする。
3. 支払方法は現金一括にて、本協会指定口座に請求期限までに指定の入会金を振込むこと。
4. いったん納めた入会金は事情の如何にかかわらず返還しない。
5. 入会金を納めた後に本契約となる。

(年会費)

第7条

1. 会員は、当該年度の年会費の納入は年1回とし、所有するDPA認定校の施設数に応じて年会費を納めなければならない。ただし、準会員には施設数に応じた年会費の考え方は適用しない。ただし正会員は月払いも可能とする。
2. 新規会員は入会時に入会金と共に年会費を納入するものとする。ただし正会員に関しては月払いも可能とする。
3. 金額は、別紙2に示す通りとする。
6. 支払方法は、本協会の事業年度開始月末迄に現金一括にて、本協会指定銀行口座に振り込むものとする。
7. いったん納めた年会費は事情の如何にかかわらず返還しない。

(技能会員の初回入会時の技能認定料)

第8条 会員は、ライセンス認定校のドローン技能講習修了者より、技能会員の初回入会時の技能認定料の回収代行し、本協会に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延)

第9条 会員が本協会に対する債務の弁済を怠ったときは、弁済義務者は本協会に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(会員資格の有効期限、継続)

第10条

1. 会員資格の有効期限は、新規入会初年度は当該本協会事業年度末迄とする。
2. 次年度以降の会員資格は、1ヶ月前までに申し出がない限り、年度単位の自動継続とし、以降も同様とする。

(正会員と準会員)

第11条

1. 準会員が正会員、または正会員が準会員への変更を希望する者は、別紙1の定める各条件を満たし、ZJの審査・承認を得なければならない。
2. 準会員が正会員への変更を希望する者は正会員として承認を受けることで正会員になれる。尚、正会員から準会員への変更を希望する者は正会員の承認を受けてから1年以上経過した場合に準会員になれる。
3. 準会員から正会員へ変更を希望する者、正会員として承認を受けた月の末日までに別紙2に定める入会金および年会費の差額を支払うものとする。

(退会)

第12条

1. 会員は、所定の退会届を本協会に提出し、任意に退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に本協会に対して通知するものとする。
2. 退会期日の属する本協会事業年度の年会費は支払うものとする。

(会員資格の喪失)

第15条

1. ZJ会員規則に準ずる。
2. 本規程に違反したときは、会員資格の喪失または正会員を除名される場合がある。

(規程の改正)

第16条

1. 本規程の改廃は、代表理事の承認による。
2. 本規程の内容は何らの催告なく、改正することがある。

(準拠法および管轄裁判所)

第17条

1. 本規程の解釈は日本国の法律に準拠する。
2. 正会員および本協会は、本規程の解釈および履行に疑義が生じた場合、協議のうえ誠意を以て解決に努めるものとする。協議により疑義が解決せず訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

附則

本規程は、2022年7月1日から施行する。